

令和8年度台湾市場及び香港市場における誘客プロモーション業務委託
基本仕様書

本仕様書は「令和8年度台湾市場及び香港市場における誘客プロモーション業務」（以下「本業務」という。）の企画提案競技に関し、企画提案に必要な仕様を定めるものである。

企画提案競技の最優秀提案者との委託契約を締結する際には、熊本市、人吉市、鹿児島市、指宿市（以下、「4市」という。）と受注者が協議の上、契約用の仕様書を定めることとする。

1 概要・目的

台湾市場及び香港市場をターゲットとして誘客プロモーション等を展開することで、ターゲット市場における4市の認知度向上や旅行客の誘致を図る。

2 業務の内容

(1) 全体業務関連

- ・本仕様書に示す項目について留意しながら業務を遂行すること。
- ・(2)～(4)の業務を遂行するための実施計画（スケジュール含む）や実行体制、個人情報の管理やセキュリティの観点を踏まえること。

(2) 台湾市場向けプロモーションの実施

① 4市周遊モデルルートの造成

【業務内容】

- ・誘客プロモーションの基盤となる4市の周遊モデルルートを2本以上造成すること。

【提案内容】

- ア 具体的なモデルルート案を提案すること。
- イ モデルルートでの周遊を想定するターゲット像を具体的に示すこと。
- ウ 阿蘇くまもと空港及び鹿児島空港を起点/終点となるルートとすること。
(どちらを起点/終点とするかを含めて提案すること。)
- エ 造成するモデルルートのうち、少なくとも1本は、主たる交通手段をレンタカーとした内容とすること。(レンタカー事業者との具体的連携案があれば、提案に盛り込むこと。)
- オ 4市で各1泊以上する行程とし、所要日数については設定するターゲットの傾向等を踏まえて提案すること。
- カ 4市の特色や台湾市場の傾向等（訪日旅行の実態や嗜好など）を踏まえ、道中の飲食、体験、宿泊などで4市の魅力を訴求するものを造成すること。
- キ モデルルートの造成に当たっては、対象市場や旅行者の特性、各市の観光資源の特長等を踏まえ、工夫点や着眼点を具体的に明記すること。

② モデルルートに関するファミトリップの実施

【業務内容】

- ・9年度以降にツアー商品の造成を行うことを見据え、造成したレンタカーを主たる交通手段とするモデルルートの検証及び改善点等の抽出を行うためのファミトリップを1回以上実施すること。

【提案内容】

ア ファムトリップの実施対象者として適切な者を提案すること。(海外旅行エージェント、インフルエンサーなどを想定)

イ ファムトリップにおいては、造成したモデルルートで想定する交通手段で実際に周遊すること。スケジュールの都合等により行程の一部を省略する場合は、モデルルートの検証等に支障がないように考慮すること。

ウ モデルルートの検証及び改善点を抽出するための工夫点を示すこと。

③モデルルートを活用したプロモーションの実施

【業務内容】

- ・台湾市場における4市の認知拡大を目的としたプロモーションを実施すること。
- ・プロモーションの実施にあたっては、造成したモデルルートの活用を必須とし、モデルルートの認知拡大につながる情報発信の方法について、具体的に提案すること。

【提案内容】

ア 4市の特色や台湾市場の傾向等を踏まえ、プロモーションのターゲット層を具体的に設定すること。

イ プロモーションの具体的手法については事業者の提案によることとするが、ターゲット市場の特性やニーズ等を踏まえ、個人旅行客向け（以下、「T○C」という。）及び現地旅行会社向け（以下、「T○B」という。）のどちらの取組に比重を置くか、理由も含めて明確にすること。

ウ プロモーションの内容に合わせて、KPIを具体的に提案すること。

エ 実施スケジュールを具体的に提案すること。

(3) 香港市場向けプロモーションの実施

①4市周遊モデルルートの造成

【業務内容】

- ・誘客プロモーションの基盤となる4市の周遊モデルルートを2本以上造成すること。

【提案内容】

ア 具体的なモデルルート案を提案すること。

イ モデルルートでの周遊を想定するターゲット像を具体的に示すこと。

ウ 福岡空港を起点/終点とするルートとすること。

エ 造成するモデルルートのうち、少なくとも1本は、主たる交通手段をレンタカーとした内容とすること。(レンタカー事業者との具体的連携案があれば、提案に盛り込むこと。)

オ 4市で各1泊以上する行程とし、所要日数については設定するターゲットの傾向等を踏まえて提案すること。

カ 福岡市への前後泊については、必要最低限の日数とすること。

キ 4市の特色や香港市場の傾向等を踏まえ、道中の飲食、体験、宿泊などで4市の魅力を訴求するものを造成すること。

ク モデルルートの造成にあたっては、対象市場や旅行者の特性、各市の観光資源の特長等を踏まえ、工夫点や着眼点を具体的に明記すること。

②モデルルートに関するファムトリップの実施

【業務内容】

- ・9年度以降にツアー商品の造成を行うことを見据え、造成したレンタカーを主たる交通

手段とするモデルルートの検証及び改善点等の抽出を行うためのファミトリップを1回以上実施すること。

【提案内容】

ア ファミトリップの実施対象者として適切な者を提案すること。(海外旅行エージェント、インフルエンサーなどを想定)

イ ファミトリップにおいては、造成したモデルルートを車両で実際に周遊することを基本とすること。スケジュールの都合等により行程の一部を省略する場合は、モデルルートの検証等に支障がないように考慮すること。

ウ モデルルートの検証及び改善点を抽出するための工夫点を示すこと。

③モデルルートを活用したプロモーションの実施

【業務内容】

- ・香港市場における4市の認知拡大を目的としたプロモーションを実施すること。
- ・プロモーションの実施にあたっては、造成したモデルルートの活用を必須とし、モデルルートの認知拡大につながる情報発信の方法について、具体的に提案すること。

【提案内容】

ア 4市の特色や香港市場の傾向等を踏まえ、プロモーションのターゲット層を具体的に設定すること。

イ プロモーションの具体的手法については事業者の提案によることとするが、ターゲット市場の特性やニーズ等を踏まえ、T○C及びT○Bのどちらの取組に比重を置くか、理由も含めて明確にすること。

ウ プロモーションの内容に合わせて、KPIを具体的に提案すること。

エ 実施スケジュールを具体的に提案すること。

(4) 効果検証及び報告書等の作成

【業務内容】

- ・(2)、(3)におけるプロモーションを通じ、旅行者や旅行会社のニーズを把握し、台湾市場・香港市場における課題をまとめ、ニーズ分析を行い、9年度以降の誘客やプロモーション等の在り方を含めた具体的な改善案を示すこと。また、分析結果の元となるデータ(日本語)も合わせて提供すること。
- ・特に、ファミトリップで抽出された課題点等については、「モデルルート全体に関すること」と「4市それぞれの個別に関すること」として区分し、報告書にまとめて記載すること。

(5) 留意事項

- ・本件事業においては、8年度を「ターゲット市場における認知拡大フェーズ」とし、8年度に実施するプロモーション等については、9年度以降のツアー造成や体験コンテンツの造成・販売等の実誘客拡大に向けた取組へとつながることを考慮すること。
- ・契約締結後は受注者において連携事業者との各種調整を行うことを前提としていることから、実現可能性のある提案とすること。

3 主なスケジュール（案）

令和8年7月	契約・事業着手
7月～	事業実施
令和9年3月19日まで	報告書提出期限・業務完了

4 履行期間

契約の締結日から令和9年3月19日（金）まで

5 成果物

(1) 成果物の内容

①事業報告書

報告内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市場ごとに作成したモデルルートの詳細 ・市場ごとのプロモーション実施結果（KPIの達成状況含む） ・ファムトリップで抽出された課題点等 <ul style="list-style-type: none"> ア ルート全体に関すること イ 4市それぞれの個別に関すること ・プロモーションの効果検証及び今後のプロモーションの在り方を含めた具体的な改善提案 ・その他、当該業務において必要なものとして作成した資料
提出部数	上記報告内容を記録した電子データ一式を提出
提出先	4市
提出期限	令和9年3月19日（金）まで

②その他成果物

提出内容	事業の過程で作成した販促物（パンフレット、動画等）
提出部数	上記を記録した電子データ一式を提出
提出先	4市
提出期限	令和9年3月19日（金）まで

(2) 成果物の提出

受注者は業務が完了した時は速やかに所定の成果物を発注者へ提出し、4市の検査を受けなければならない。また、受注者は、中間段階における成果物を求められたときは、速やかに4市へ提出しなければならない。

(3) 成果物の訂正

受注者は、提出した成果物の誤り又は訂正事項があった場合は、業務完了後であっても4市と協議の上、受注者の負担において速やかに訂正し、4市へ再提出しなければならない。

(4) 成果物の帰属

成果物は、全て4市の所有とし、その承諾を得ずに公表、貸与、使用してはならない。

6 その他

(1) 本仕様書は、業務の大綱を示すものであり、業務の内容の詳細については、提案により選

定された事業者と4市との協議により、契約用の仕様書を作成し決定する。

- (2) 契約方法については、4市それぞれと個別に締結するものとする。
- (3) 受注者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他の者に漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (4) 委託料は、当該業務の履行に必要な全ての経費（会場費、招請費、掲載費、調整費等）を含むものとする。